

## 教職員と児童等との連絡手段に関する校内規程

### 1 趣旨

教職員と児童及び保護者、保護者に類する者（以下「児童等」という。）との間の連絡手段に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

### 2 連絡手段に関する取扱いの原則

- (1) 教職員は、児童等から携帯電話番号、電子メールアドレス又は通話アプリケーションのアカウント等（以下「電話番号等」という。）の個人情報を取得する際、校務運営上必要な場合に限りこととし、必ず管理職の許可を得た上で行うこととする。職員が児童等に対して自身の電話番号等を提供する際も、同様とする。
- (2) 教職員と児童等との間での連絡は、学校電話もしくは安心・安全メールとし、第3項で定める電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないこととする。
- (3) 教職員は、不要となった児童等の電話番号等は直ちに削除することとする。

### 3 連絡手段

- (1) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) フェイスブック、ツイッター等のSNS
- (3) LINE等の通話アプリケーション
- (4) その他、オンラインゲーム等教職員と児童等との間の個人的連絡を仲介するもの

### 4 個人情報の取得及び提供する情報に関する事項

- (1) 教職員は、児童等から電話番号等の個人情報を取得する際は、第5の(1)のアで定める場合に限りこととし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
  - ア 電話番号等を取得する対象は、担任する児童等及び担当する少年団の児童等に限りることとする。
  - イ 児童等から取得する情報は、児童等の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限りることとする。
  - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のアで定める場合を除く。）により個人情報を取得する必要が生じた場合は、校長の判断によることとする。
- (2) 教職員は、児童等に電話番号等を提供する際は、第5の(1)のア及びイで定める場合に限りこととし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
  - ア 児童等に提供する情報は、教職員の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限りることとする。
  - イ 電話番号等の情報を提供する対象は、PTA役員並びに担任する学級の児童等並びに担当する少年団の児童等に限りることとする。
  - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のア及びイで定める場合を除く。）により個人情報を提供する必要が生じた場合は、校長の判断によることとする。

### 5 電話番号等の利用に関する事項

- (1) 教職員は、児童等との間で、メール等による私的な連絡等は行わないこととし、次に定める場合及び時間帯に限りることとする。
  - ア 教職員と児童との間の連絡は、授業、少年団及び安全上の緊急連絡を行う場合に限りることとする。
  - イ 職員と保護者との間の連絡は、児童の生活・学習状況、PTA活動、授業、少年団及び安全上の緊急連絡を行う場合に限りることとする。

ウ 連絡を行う時間帯は、原則、午後7時までとする。

- (2) 教職員は、児童等から、メール等による私的な悩みなどに関する相談があった場合は、メール等による相談を行わず、学校において直接面談することとし、当該相談状況を生徒指導部長・教務主任又は教頭に報告の上、対応について協議することとする。

## 6 個人情報等の管理に関する事項

- (1) 教頭は、児童名簿及び児童調査票を厳重に保管することとする。
- (2) 校長、教頭及び教職員は、取得した個人情報を、他者へ公開及び提供しないこととし、また、流出することのないよう安全管理対策を講じることとする。
- (3) 教職員は、個人情報流出の可能性がある場合は、直ちに教頭に報告することとする。
- (4) 教職員は、不要となった児童等の電話番号等を、直ちに削除又はシュレッダー処理の上、教頭に処理が終了したことを報告することとする。

## 7 その他

本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。